1月・2月のごみ収集日

■お問い合わせ　役場1階　水道環境課　環境衛生係
電話４３-２１１１（内線２１２６）

収集時間を守ろう!

可燃ごみ	全地区（午前８時までに可燃ごみ集積所へ出してください）	毎週　火曜日・金曜日

（粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました）

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区（不燃ごみ集積所）	1月30日（月）
	B地区（不燃ごみ集積所）	1月31日（火）

※蛍光管・体温計（水銀式）は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区（不燃ごみ集積所）	2月9日(木)
	B地区（不燃ごみ集積所）	2月10日(金)

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコンは収集しません。（株)橋本、または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

Ａ地区＝八百津（下記の八百津地区以外）・錦織・和知・伊岐津志
Ｂ地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

その他プラ	各自治会の不燃ごみ集積所	1月8日(日)
		1月22日(日)
		2月12日(日)
		2月26日(日)

プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトル、発泡スチロールおよび発泡スチロール製の食品トレイは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

がれき類	久田見 ※1月1日は閉場	毎月の第1・第2日曜日 午後0時30分から午後4時まで
	錦　織	毎月の第3・第4日曜日 午前9時から午後4時まで

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
※300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。（有料）

●年末年始のごみ収集

	年　末	年　始
家庭可燃ごみ	12月30日(金)	1月6日(金)
事業系可燃ごみ（直接搬入）	12月30日(金)	1月4日（水） 午前8時45分から 午後4時00分まで
事業系不燃ごみ（直接搬入）	12月26日(月)	

●年末年始の可茂聖苑（火葬場）の予定

	年　末	年　始
火葬場の運営	12月31日(土)	1月3日(火)
火葬申込の受付	継続して実施 午前8時30分から午後5時15分まで	
ペットの受付業務	継続して実施 午前8時30分から午後4時まで	

資源ごみの持ち去り禁止

STOP!

これは私たち町民が
八百津町に出した資源物です。

みなさまのご協力によりごみ集積所に出されたごみが、回収される前に何者かに持ち去られてしまうケースが多発しています。
回収したごみは、持ち去りを禁止していますので、ご協力をお願いします。

八百津町ごみ処理容器
等　購入補助金
交付申請委任状
八百津町長　様
私は、裏面の者を代理人と定め、見出しの補助金の交付申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。
年　　月　　日
住所（自治会）
購入（委任）者名　印
※購入（委任）者が記入押印し町内居住者へ提出下さい。
※は購入（委任）者以外の代理人が記入押印し町内居住者へ提出下さい。